

八代東高校いじめ防止基本方針

令和3年3月

熊本県立八代東高等学校

目次

はじめに

- 1 いじめ防止の基本的な姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 いじめの定義と具体的ないじめの様態・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 いじめ防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・ P. 2
- 4 年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 5 いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- 6 いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
- 7 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

はじめに

平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月に施行されたことを受け、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」、県は「熊本県いじめ防止基本方針」を示した。これを踏まえ、平成26年3月「八代東高校いじめ基本方針」を策定した。その後、平成28年2月9日付けの県の基本方針の改訂に伴い、同年3月「八代東高校いじめ防止基本方針」を改定した。

熊本県いじめ調査委員会の提言等を踏まえた見直しを行うため、県教育委員会の附属機関である「熊本県いじめ防止対策審議会」が諮問を受け、令和2年9月14日付けで同審議会より答申が出された。これを踏まえ、令和2年11月24日付けで県の基本方針が改定され、令和3年3月「八代東高校いじめ防止基本方針」を改定した。

1 いじめ防止の基本的な姿勢

- (1) いじめは、どのクラスどの生徒にも起こり得るすべての生徒に関係する問題であることを深く認識し、全教職員で取り組む。
- (2) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることやいじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように防止に向けて取り組む。
- (3) いじめの防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない(いじめ心やいじめへの不安感を克服する)力のある集団づくり」を進め、学校、家庭、県教育委員会、地域その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義と具体的ないじめの様態

「いじめ」とは、本校生徒に対して、本校に在籍している等一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進会議」(以下「推進会議」という。)
「いじめ問題対策検討委員会」(以下「委員会」という。)を置く。「推進会議」は、各学期に1回、「委員会」は、必要に応じて随時開催する。

(2) 構成員

ア 「推進会議」について

校長、教頭、1学年主任、2学年主任、3学年主任、生徒指導主事、保健主事、人権教育主任、教育相談部長、特別支援教育コーディネーター及び養護教諭、スクールカウンセラーとし、必要に応じて関係の深い教職員を追加する。

イ 「委員会」について

「推進会議」の構成員から外部有識者を除き、教務主任、進路指導主事、普通科主任、商業科主任、総務部長及び図書部長を加える。

(3) いじめの相談・通報の窓口

電話0965-33-1600(八代東高校) 教頭、教育相談部の教職員とする。

(4) 組織の役割

ア 「推進会議」について

- (ア) 本校のいじめ防止基本方針の策定や見直し、方針に定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検と計画の見直し等を行う。
- (イ) 本校におけるいじめ防止等の中核組織として、いじめの疑いに関する情報を共有し、それを基に組織的な対応について検討する。

イ 「委員会」について

- (ア) 「委員会」は、いじめであるかどうかの判断を組織的に行い、情報の収集と記録を行う役割を担う。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて「委員会」に報告・相談する。
- (イ) いじめ問題が発生した場合は、教育相談部や生徒指導部と連携し、関係のある生徒への事実関係の聴取に当たるなど、組織的に対応する。なお、情報の窓口を一本化するために、情報集約担当者を生徒指導部主事及び教育相談部長の2名とする。

4 年間計画

(1) 年間の取組及び点検

実施月	取組内容
4月	「八代東高校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。 本校及び外部のいじめの相談・通報窓口についての生徒及び保護者への周知 SOS の出し方に関する教育(1年生)

5月	P T A総会（保護者会との連携強化） 家庭用チェックリストの配布 第1回生徒理解研修
6月	心のきずなを深める月間の取組
7月	1学期「心のアンケート」実施・分析 教職員用チェックリストの配布 第1回いじめ防止対策推進会議
8月	いじめ問題に関する校内職員研修
9月	第2回生徒理解研修 SOS の出し方に関する教育 職員用チェックリストの配布
11月	家庭用チェックリストの配布
12月	2学期「心のアンケート」実施・分析 第2回いじめ防止対策推進会議
1月	第3回生徒理解研修 学校評価アンケート実施
2月	3学期「心のアンケート」実施・分析 年間の取組について点検を行う
3月	第3回いじめ防止対策推進会議

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 道徳教育

(ア) ルールやマナー、規範意識などを身につけるとともに、人間としてより良く生きる上で大切なものは何か、人間としてどのように生きるべきかなどについて、全ての教育活動の根本に据えて年間を通して取り組む。

(イ) いじめ心やいじめへの不安感等を克服する力の育成

(ウ) いじめを許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを学習する。

イ 人権教育

毎月11日を「人権を確かめあう日」と設定し、年3回のLHRと講演会等を実施し、基本的な人権を尊重する態度を養い、自他の大切さを認めあう生徒育成を目指す。肯定的な自己他者理解を通じた仲間づくりと身近な人権問題を学習する。

- | | |
|----------------------|-----|
| (ア) 人権教育LHR 仲間づくり | 6月 |
| (イ) 夏休み課題（人権作文・標語） | 夏休み |
| (ウ) 熊本県・八代市の人権作品展へ応募 | 9月 |
| (エ) 人権教育LHR（同和問題） | 10月 |
| (オ) 人権教育講演会 | 11月 |
| (カ) 人権作文発表会 | 2月 |

ウ 体験活動

学校行事を中心に自然体験やボランティア活動などの社会体験を実施する。

(ア) 地域清掃活動（学校周辺の緑の回廊）	全学年	5月
(イ) インターンシップ（職場体験実習）	2年生	7月
(ウ) 「東高マーケット」（生徒販売実習）	全学年	12月
(エ) 地域のボランティア活動への参加	全学年	通年

エ 情報モラル教育

(ア) 普通教科「情報」や専門教科「情報処理」の授業や総合的な学習の時間で年間を通して実施する。

(イ) SNSの危険性等に係わる講演会	4月
---------------------	----

オ 生徒会活動

(ア) 「いじめを許さない」宣言文採択	6月
(イ) 「携帯電話等に関するアピール文」確認	6月

カ 「心のきずなを深める月間」

6月を「心のきずなを深める月間」とし、いじめ防止等の取組として、学校、家庭、地域が相互に補完しあいながら、いじめを許さない学校・学級づくりに向けての気運を高める。

心の絆を深めるために標語募集等を行い、いじめ防止に向けての啓発活動を行う。

キ 「命を大切に作る心」をはぐくむ指導プログラム

各教科・領域を横断し、自他の生命を大切に作る心を育てる。

ク 体罰禁止の徹底

体罰は暴力を容認するものであり、生徒の健全な人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は生徒によるいじめを助長することもあることから、職員研修によって体罰禁止の徹底を図る。

ケ 学校における言語環境の整備

生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実を図る。また、授業中の発言と私語を区別し、不適切な発言等については、適宜指導を行う。

コ 授業改善

生徒が意欲的に授業に参加するように教材や指導方法の工夫・改善を図り、他者と関わって取り組む中で、生徒同士の相互理解を図る。

サ SOS の出し方に関する教育

生徒が生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けるために、「SOS の出し方に関する教育」を4月・9月に実施する。

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

ア アンケート調査

7月・12月・2月の年3回、アンケート調査を実施する。7月・2月は本校独自のアンケートを実施し、12月のアンケートは、心のアンケートを用いて実施する。

イ 教育相談

教育相談部や養護教諭と連携し、全教職員で生徒の教育相談に当たる体制をつくり、スクールカウンセラーの協力を持って、早期発見・実態把握に努める。

ウ 個別面談

(ア) 担任や教科担任及び部活動顧問による日々の観察から、生徒の微妙な変化を見落とさず、気になる生徒に対しては必ず声掛けを行い、教職員間で情報の共有を図り、早期発見・実態把握に努める。

(イ) 面談週間を通して、生徒理解を深め、生徒の悩みについて相談に応じる。

エ 相談窓口の周知

「熊本県24時間子ども SOS ダイアル」などの相談窓口について、学校ホームページへの掲載や通知文の発送、PTA総会や学年別保護者会で周知を図る。

オ 校内研修

(ア) 学年会を中心に生徒の情報を共有する。

(イ) 生徒情報交換会において、関係の職員で生徒の共通理解を図り、指導方法や対応を協議する。

(ウ) 生徒指導部や教育相談部などの校務分掌間の連携を強化し、生徒の情報を共有する。

(エ) 生徒理解研修等を通して全教職員で生徒の情報を共有する。

(オ) 人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。

カ チェックシートの作成

「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、「いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任用）」等を定期的に活用し、いじめの早期発見に努める。

キ PTAや地域との連携

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働し、情報の共有化を図る。

5 いじめに対する措置

(1) いじめられた側への対応

ア 生徒に対して

(ア) 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。

(イ) 生徒が安心して相談できる場を設定する。

(ウ) 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。

(エ) スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

(オ) 家庭や外部専門関係機関との連携を図る。

イ 保護者に対して

(ア) 家庭訪問を行い、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭の協力を依頼する。

(イ) 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。

(ウ) 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

(2) いじめた側への対応

ア 生徒に対して

(ア) 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。

(イ) 生徒が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。

(ウ) 自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促す。

(エ) 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

(オ) 自らの長所を再確認させ、それを生かす生活の在り方を確認する。

(カ) 家庭や外部専門関係機関との連携を図る。

イ 保護者に対して

(ア) 家庭を訪問や、学校で面談を通して、直接いじめの事実について伝える。

その際に、複数の教職員で対応する。

(イ) いじめについて事実関係を、冷静かつ正確に伝える。

(ウ) 一方的に話すことのないよう、十分配慮する。

(エ) 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。

(オ) 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の意識の醸成を図る。

(カ) いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(3) 周囲への対応

ア 生徒会活動において

(ア) 生徒たちに、いじめは人として許されない行為であることを呼びかけ、自分たちの周りにあるいじめについて考えさせる。

(イ) 生徒会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に生徒たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。

(ウ) 話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作る機会を設ける。

イ 生徒に対して

(ア) 周囲の生徒から見た正確な情報の収集を行う。

(イ) いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。

(ウ) いじめられた生徒を、集団として支える体制づくりを進める。

ウ 保護者に対して

(ア) 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。

(イ) 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。

(ウ) 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

6 いじめの解消

いじめは単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

イ いじめ被害の重要性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定する。職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた生徒、いじめた生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（2）いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒本人及びその保護者に対して、面談等を行って確認する。

イ 特に、寮生活を送っている生徒に対しては、保護者との情報共有や面談等を行い、いじめ解消の判断をより丁寧に行う。

ウ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、職員は、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察していく。

7 重大事態への対応

（1）重大事態とは、次のア又はイに該当する場合をいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（ア）生徒が自殺を企図した場合

（イ）身体に重大な傷害を負った場合

（ウ）金品等に重大な被害を被った場合

（エ）精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（ア）年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手する。

（イ）生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

（2）重大事態への対処

校長が重大事態と判断した場合は、別紙「重大事態対応流れ図」よって、県教育委

員会へ重大事態の発生を報告し、県教育委員会の指導・助言の下、以下のような対応を行う。

- ア 事実関係を明確にするため、「いじめ問題対策検討委員会」で速やかに調査を実施する。
- イ いじめを受けた生徒や保護者の心のケアに努め、生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- ウ 調査結果を県教育委員会に報告する。